

環地温発第070328001号

平成19年 3月28日

各都道府県知事 殿  
各政令指定都市長 殿

環境省地球環境局長

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）  
対策技術率先導入事業及び次世代技術普及事業のうち学校への燃料電池導入事業  
実施要領について（通知）

標記補助事業の実施に関して必要な細目について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱第4条第4項の規定に基づき、別添のとおり「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）対策技術率先導入事業及び次世代技術普及事業のうち学校への燃料電池導入事業実施要領」を定め、平成19年度予算から適用することとしたので通知します。

なお、貴管下区市町村に対しては、貴職より周知願います。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）  
対策技術率先導入事業及び次世代技術普及事業のうち学校への燃料電池導入事業  
実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条第4項の規定に基づき、同条第2項第1号（ア）及び（イ）の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

2 事業の主体

各事業における施設及び設備の整備主体は、地方公共団体とする。

3 事業の実施方法等

（1）地方公共団体率先対策補助事業

対策技術率先導入事業

対策技術率先導入事業（ に掲げる事業を除く。）

対象事業

補助の対象となる事業は、地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に規定する都道府県及び市町村の事務及び事業に関する実行計画（新規策定又は改定後3年以内の実行計画に限る。）に基づき、代エネ・省エネに係る施設・設備を整備する事業であって、下表の左欄の対象施設・設備の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

なお、整備する施設・設備はその普及率の向上が見込まれ、かつ、当該施設・設備を導入することにより地域住民等に対する地球温暖化対策の広範な普及啓発に資するものであること。

また、申請に当たっては、事業による地域住民等への波及効果の事業評価を行うこと。

対象施設・設備	対象の条件
（1）代替エネルギー設備	
ア．太陽光発電	太陽電池出力が20kW以上であるもの。
イ．風力発電	発電出力が500kW以上であるもの。
ウ．燃料電池	発電出力が1kW級以上で、かつ、発電効率が30%以上（低位発熱量基準）であるもの。
エ．バイオマス発電	バイオマス利用率が80%以上（低位発熱量基

	準)で、かつ、発電効率が20%以上(低位発熱量基準)であるもの。
オ．バイオマス熱利用	バイオマス利用率が80%以上(低位発熱量基準)で、かつ、省エネルギー率が15%以上であるもの。
カ．バイオマス燃料製造	バイオマス利用率が80%以上(低位発熱量基準)で、かつ、エネルギー回収率が50%以上であるもの。
キ．バイオエタノール利用	使用する化石燃料の省エネルギー率が10%以上であるもの。
ク．地中熱利用	ヒートポンプの加熱能力が50kW以上であるもの。
ケ．その他の代替エネルギー利用設備	アからクに掲げる設備と同等以上の規模又は効果を有する設備で、二酸化炭素削減率10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円以下であるもの。
(2) 省エネルギー設備	以下の要件を満たすもの。 (ア) 庁舎等の建物全体の省エネルギーを図るもの、又は、新規性の高い省エネルギー設備であって一斉導入するもの。 (イ) 二酸化炭素削減率が10%以上で、かつ、二酸化炭素削減費用が1万円以下であるもの。

#### 備考

- 1．「バイオマス利用率」とは、全燃料の低位発熱量に対するバイオマスの低位発熱量の割合とする。
- 2．「省エネルギー率」とは、従来システムによる年間エネルギー使用量に対する年間エネルギー使用削減量の割合とする。
- 3．「エネルギー回収率」とは、原料の発熱量及びバイオマス燃料の製造に要する熱量の合計に対するバイオマス燃料の発熱量の割合とする。
- 4．「二酸化炭素削減費用」とは、補助金額を設備の法定耐用年数を通じた二酸化炭素の総削減量で除した値。
- 5．「二酸化炭素削減率」とは、従来システムによる年間二酸化炭素排出量に対する年間二酸化炭素排出削減量の割合とする。
- 6．対象施設・設備については、(1)又は(2)のどちらか1つを導入すれば補助対象となる。

#### 維持管理

- ア 施設・設備は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

イ 地域住民等による施設・設備の見学等を可能にすることなどにより、地球温暖化対策の広範な普及啓発に努めること。

温室効果ガス削減量の把握等

施設・設備により生産したエネルギー量等のデータを記録し、温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

次世代技術普及事業のうち学校への燃料電池導入事業

施設及び設置場所の要件

燃料電池は、設置場所における電力需要量、給湯等熱エネルギー需要量の変化等を勘案し、適切な規模とすること。

維持管理

燃料電池は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

温室効果ガスの削減量の把握等

燃料電池の発電電力量及び給湯熱エネルギー発生量その他のデータを記録するとともに、燃料電池の導入に伴う温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

#### 附則

この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前に交付決定した次の事業にあつては、なお従前の例による。

- (1) エコハウス整備事業
- (2) 対策技術率先導入事業
- (3) 学校への燃料電池導入事業

環政経発第070328003号  
平成19年 3月28日

各都道府県知事 殿  
各政令指定都市長 殿

環境省総合環境政策局長

地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業費補助実施要領について（通知）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱第4条第4項に基づき、別添のとおり「地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業費補助実施要領」を一部改正し、平成19年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願います。

## 1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成15年9月17日環地温発第030917001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条第4項の規定に基づき、同条第3項の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、学校施設等に関する地球温暖化対策を進め、これを活用した環境教育の推進を図ることを目的とする。

## 2 事業の主体

地方公共団体

## 3 事業期間

事業期間は、原則として事業開始年度から3ヵ年とする。

## 4 事業採択

### （1）二酸化炭素削減効果の見積もり

補助金交付を希望する地方公共団体は、改修の計画に基づく二酸化炭素削減量を見積もり、環境省に提出すること。

### （2）事業の採択

以下の観点から有識者の意見を聴いて事業の採択を行う。

二酸化炭素削減効果が高いものであること。

学校の改修を行うハード事業と環境教育を行うソフト事業を組み合わせた事業の効果が高いものであること。

その他事業の実施を効率的かつ有効的に実施できるものであること。

## 5 事業の実施方法等

### （1）事業の実施方法

住民、事業者、行政等の関係者を含む研究会等を設置し、当該研究会等において、調査・研究等を実施し、その結果に基づいて改修の計画及び設計等を実施すること。

### （2）対象事業

地方公共団体の設置している学校施設における改修等の事業であって、地域の特性を考慮した複数の地球温暖化対策技術が取り入れられていること。なお、断熱材を使用する場合は、ノンフロン断熱材とすること。

### （3）維持管理

改修した学校施設は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであること。

### （4）温室効果ガス削減量の把握等

施設・設備の改修、改善等により削減されたエネルギー量等のデータを記録し、温室効果ガスの削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

### （5）環境教育の実施

児童生徒、住民及び事業者等の幅広い主体の参加を得て、当該学校施設等を活用した環境教育を実施すること。

附則 この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。

環水大自発第 070328003 号

平成 19 年 3 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

各 政 令 指 定 都 市 長 殿

環境省水・大気環境局長

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）

低公害（代エネ・省エネ）車普及事業実施要領及び

次世代技術普及事業のうち次世代低公害車普及事業実施要領について（通知）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱第 4 条第 4 項の規定に基づき、別添のとおり「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）低公害（代エネ・省エネ）車普及事業実施要領」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）次世代技術普及事業のうち次世代低公害車普及事業実施要領」を定め、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知します。

なお、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願います。

## 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)

### 低公害(代エネ・省エネ)車普及事業実施要領

#### 1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱(平成19年3月28日環地温発第070328001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。)第4条第2項第2号に定める低公害(代エネ・省エネ)車普及事業(以下「事業」という。)の実施に関して必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

#### 2 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「低公害車」とは、電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車をいう。
- (2)「電気自動車」とは、電池によって駆動する電動機を原動機として搭載した検査済自動車をいう。
- (3)「天然ガス自動車」とは、圧縮天然ガスを原動機の燃料として用いる検査済自動車をいう。
- (4)「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関及び補助機関(電動機又は油圧モーターに限る。)を原動機として搭載した検査済自動車のうち、走行条件に応じて当該補助機関の出力を利用する機構を有するものをいう。
- (5)「燃料等供給施設」とは、電気自動車に充電する施設、天然ガス自動車に圧縮天然ガスを充てんする施設をいう。

#### 3 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方公共団体が出資して設立された団体であって出資比率が50%以上のもの(以下「地方公共団体等」という。)の長とする。

#### 4 事業の内容

事業の内容は、要綱第4条に掲げる低公害車の導入(購入(改造を含む。))又はリース)及び燃料等供給施設の設置とする。

なお、維持管理経費及び登録諸費用、燃料等供給施設の設置のための用地費については、この補助金の交付対象外とする。

#### 5 交付の対象

##### (1) 交付の対象

要綱第2条の目的を達成するため、その実施する低公害車の導入事業、燃料等供給施設を整備する事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経

費(以下「補助対象経費」という。)について、交付要綱に定めた年度別事業計画書の様式に従って計画を策定した地方公共団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 交付の対象となる事業の要件

この補助金の交付の対象となる事業は、次の要件を満たすものであること。

ア. 地方公共団体等の業務(委託業務を含む。)のうち、低公害車を導入する業務又は燃料等供給施設を整備する業務であること。

イ. 燃料等供給施設を整備する業務については、地方公共団体が行うもののうち、地方公共団体が出資して設立された団体が行うものを除く。

ウ. 補助対象車両となる車種は、営業用乗合自動車に限る(ただし、平成16年度の当該補助事業において補助金交付を受け導入したリース車両についてはこの限りではない。)

エ. 事業のうち燃料等供給施設の設置については、営業用乗合自動車に燃料を供給するものであること。

6 交付対象事業の制限

(1) この補助金は、低公害車及び燃料等供給施設の導入に関する他の補助金を受けた事業には交付しないものとする。

(2) 別表に掲げる区分に応じた基準額と補助対象経費の実支出額とをそれぞれ比較して、少ない方の額を選定する。

(3) リースによる導入の場合、1ヶ月未満のリース期間が生じる場合は、その部分は切り捨てることとする。

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度に交付決定した事業であっては、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度に交付決定した事業であっては、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度に交付決定した事業であっては、なお従前の例による。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)  
次世代技術普及事業のうち次世代低公害車普及事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体)交付要綱(平成19年3月28日環地温発第070328001号環境事務次官通知。以下「要綱」という。)第4条第2項第1号(イ)に定める次世代低公害車普及事業(以下「事業」という。)の実施に関して必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2 定義

この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「燃料電池自動車」とは、原動機として燃料電池(燃料の化学反応により直接電気を発生させるもの。)のうち水素を燃料とするもの又は水素を燃料とする燃料電池と蓄電装置によって駆動する電動機のみを搭載した検査済自動車をいう。
- (2)「ジメチルエーテル自動車」とは、ジメチルエーテルを液化した状態で搭載し、これをディーゼルエンジンの燃料として用いる検査済自動車をいう。
- (3)「水素自動車」とは、水素を燃料とした内燃機関を原動機として搭載した検査済自動車(補助的に水素以外の燃料を併用できるものを含む。)をいう。

3 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方公共団体が出資して設立された団体であって出資比率が50%以上のもの(以下「地方公共団体等」という。)の長とする。

4 事業の実施方法等

- (1)事業の内容は、地方公共団体等が実施する業務(委託業務を含む。)のうち、要綱第4条に掲げる次世代低公害車を導入する業務とする(ただし、リースによる導入に限る。)。なお、維持管理経費及び登録諸費用については、この補助金の交付対象外とする。
- (2)要綱第2条の目的を達成するため、その実施する次世代低公害車の導入事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、交付要綱に定めた年度別事業計画書の様式に従って計画を策定した地方公共団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- (3)次世代低公害車は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであることとする。

5 交付対象事業の制限

この補助金は、次世代低公害車の導入に関する他の補助金を受けた事業には交付しないものとする。

附則

この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。

別 表

区分	種 目	車 名・クラス	型 式	仕 様	通常車両(ベース車両)	基準額(千円)
購 入 に よ る 導 入	天然ガス自動車	三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63CG(改)	-	三菱ローザ・マイクロバス	4,340
		三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63CE(改)	-	三菱ローザ・マイクロバス	4,060
		日産 シビリアン 2WD / MT	KK-BHW41(改)	-	日産シビリアン・マイクロバス	4,340
		日産 シビリアン 2WD / MT	UD-DHW41(改)	-	日産シビリアン・マイクロバス	4,340
		日産ディーゼ ル スペースランナー床下積	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス・スペースランナー床下積 ワンステップ	6,720
		日産ディーゼ ル スペースランナー天井積	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス・スペースランナー天井積 ワンステップ	7,860
		日産ディーゼ ル 中型バス(ワンステップ)	KK-RM252GSN(改)	-	中型バス(ワンステップ)	6,720
		日産ディーゼ ル 中型バス(ワンステップ)	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス(ワンステップ)	7,860
		日産ディーゼ ル 大型バス(ワンステップ)	KL-UA452KAN(改) KL-UA452MAN(改)	-	大型バス(ワンステップ)	9,980
		日産ディーゼ ル 大型バスGタイプ(ワンステップ)	KL-UA452KAN(改) KL-UA452MAN(改)	-	大型バスGタイプ(ワンステップ)	9,630
		日産ディーゼ ル 大型バスNタイプ(ワンステップ)	KL-UA272KAM(改)	-	大型バスNタイプ(ワンステップ)	11,340
		日野 ブルーリボンシティー(ワンステップ)	KL-HU2PMEE(改)	-	ブルーリボンシティー	9,680
		三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63EE(改)	容器ショート	三菱ローザ・マイクロバス	4,420
		三菱 ローザ 2WD / AT	KK-BE63EE(改)	容器ショート	三菱ローザ・マイクロバス	4,680
		三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63EG(改)	容器ロング	三菱ローザ・マイクロバス	4,880
		三菱 ローザ 2WD / AT	KK-BE63EG(改)	容器ロング (130L×2本)	三菱ローザ・マイクロバス	4,500
		三菱 ローザ 2WD / AT	KK-BE63EG(改)	容器ロング (130L×2本+24L×2本)	三菱ローザ・マイクロバス	4,880
		三菱 ローザ 4WD / MT	KK-BE64EG(改)	容器ロング	三菱ローザ・マイクロバス	4,720
		三菱 ローザ 2WD / AT	PA-BE63DE	容器ショート	三菱ローザ・マイクロバス	4,520
		日野 リエッセ 2WD / MT	PB-XZB40M	-	日野リエッセ	4,080
		トヨタ コースター 2WD / MT	PB-XZB40	-	トヨタコースター	3,860
		トヨタ コースター 2WD / MT	PB-XZB50	-	トヨタコースター	4,460
		日野 レインボーワンステップ	KK-HR1JEEE他(改)	-	日野レインボーワンステップ	8,520
		三菱 エアロスター(ワンステップバス)	KL-MP37JK(改)	-	三菱エアロスター	11,120
		三菱 エアロスター(ワンステップバス)	KL-MP37JM(改)	-	エアロスター	11,430
		三菱 エアロミディ	KK-MK25HJ(M)(改)	-	三菱エアロミディ・中型バス	7,340
		三菱 エアロミディ	KK-MK23HJM	-	三菱エアロミディ・中型バス	7,080
		三菱 エアロミディ	KK-MK23HFM	-	三菱エアロミディ・中型バス	7,260
		三菱 エアロミディ	PA-ME17DF	-	三菱エアロミディ・中型バス	8,240
		三菱 エアロミディ	PA-ME17DFSF	-	三菱エアロミディ・中型バス	8,240
	いすゞジャーニーJ	PB-RX6JFAJ-FUAGF	-	いすゞジャーニーJ	6,580	
	いすゞガーラミオ	PB-RR7JJAJ	-	いすゞガーラミオ	7,160	
	ハイブリッド自動車	トヨタ コースターハイブリッド	KK-HZB50(改)	-	トヨタコースター	9,020
		トヨタ コースターハイブリッド・幼児専用	KK-HZB50(改)	-	トヨタコースター・幼児専用	8,880
		日野 ブルーリボン	HM-HU1JMPEP HM-HU1JLEP	-	日野ブルーリボン	11,140
		三菱 エアロワンステップHEV	KL-MP37(改)	-	三菱エアロスターワンステップ	15,020
		日野セラレガR ハイブリッド	RU2PPFR	-	日野セラレガR	8,720
	電 気 自 動 車	タケオカREVA	-	-	スズキツインガソリンA	8
		ダイハツ ハイゼットEV	LE-S200V(改)	-	ハイゼットカーゴ	22
		ダイハツ ハイゼットカーゴ 5MT / 2WD	LE-S320V(改)	-	ハイゼットカーゴ	14
		ダイハツ ハイゼットカーゴ 3AT / 2WD	LE-S320V(改)	-	ハイゼットカーゴ	14
		ダイハツ ハイゼットカーゴ 5MT / 4WD	LE-S330V(改)	-	ハイゼットカーゴ	14
ダイハツ ハイゼットカーゴ 3AT / 4WD		LE-S330V(改)	-	ハイゼットカーゴ	14	
ダイハツ ハイゼットカーゴ 4AT / 2WD		GDD-L250V(改)	-	ハイゼットカーゴ	10	
ダイハツ ハイゼットカーゴ 4AT / 4WD		LE-L260V(改)	-	ハイゼットカーゴ	12	
ダイハツ ハイゼットカーゴ MT / 2WD		US-S200V	-	ハイゼットカーゴ	12	
ダイハツ ハイゼットカーゴ AT / 2WD		US-S200V	-	ハイゼットカーゴ	13	
ダイハツ ハイゼットカーゴ MT / 4WD		US-S210V	-	ハイゼットカーゴ	14	
ダイハツ ハイゼットカーゴ AT / 4WD		US-S210V	-	ハイゼットカーゴ	14	

リースによる導入

天然ガス自動車

ダイハツ ハイゼットカーゴ MT / 2WD	TE-S200V	-	ハイゼットカーゴ	13
ダイハツ ハイゼットカーゴ AT / 2WD	TE-S200V	-	ハイゼットカーゴ	13
ダイハツ ハイゼットトラック MT	LE-S200P(改)	-	ハイゼットトラック	11
ダイハツ ハイゼットトラック AT	LE-S200P(改)	-	ハイゼットトラック	12
ワゴンR AT / 2WD	-	-	ワゴンR	13
スズキ エブリイ MT / 2WD	LE-DA62V改(改)	-	エブリイ	13
スズキ エブリイ AT / 2WD	LE-DA62V(改)	-	エブリイ	15
スズキ エブリイ MT / 4WD	LE-DA62V(改)	-	エブリイ	15
三菱 ミニキャブバン	-	-	ミニキャブバン	15
トヨタ プロボックス	-	-	プロボックス	18
マツダ ファミリア	-	-	ファミリア	17
日産 ADバン	-	-	ADバン	17
ホンダ シビック GX	-	-	シビック	8
三菱 バジェロ	-	-	バジェロ	33
スバル レガシィB4	-	-	レガシィ	30
日産 キャラバン	-	-	キャラバン	25
いすゞ エルフ 2t・3t	-	-	いすゞ エルフ 2t・3t	18
三菱 キャンター 2t・3t	-	-	三菱 キャンター 2t・3t	18
トヨタ ダイナトヨエース 2t・3t	-	-	トヨタ ダイナトヨエース 2t・3t	18
ダイハツ デルタ2t・3t	-	-	ダイハツ デルタ2t・3t	18
日産ディーゼ ル コンドル 2t・3t	-	-	日産ディーゼ ル コンドル 2t・3t	18
日野 デュトロ 2t・3t	-	-	日野 デュトロ 2t・3t	18
いすゞ エルフ 4t~	-	-	いすゞ エルフ 4t~	18
いすゞ フォワード 4t~	-	-	いすゞ フォワード 4t~	54
三菱 ファイター 4t~	-	-	三菱 ファイター 4t~	54
日産ディーゼ ル コンドル 4t・5t・7t	-	-	日産ディーゼ ル コンドル 4t・5t・7t	54
日野 レンジャー	-	-	日野 レンジャー	54
日産ディーゼ ル ビッグサム	-	-	日産ディーゼ ル ビッグサム	129
トヨタ ハイエース 2WD / MT	GE-RZH112(改)	-	-	24
トヨタ ハイエース 2WD / AT	GE-RZH112(改)	-	-	25
トヨタ ハイエース 2WD / MT	GE-RZH182(改)	-	-	25
トヨタ ハイエース 2WD / AT	GE-RZH182(改)	-	-	27
トヨタ ハイエース 2WD / MT	GE-RZH124(改)	-	-	29
トヨタ ハイエース 2WD / AT	GE-RZH125B(改)	-	-	31
トヨタ ハイエース 2WD / AT	GE-RZH125(改)	-	-	31
三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63CG(改)	-	三菱ローザ・マイクロバス	72
三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63CE(改)	-	三菱ローザ・マイクロバス	67
日産 シビリアン 2WD / MT	KK-BHW41(改)	-	日産シビリアン・マイクロバス	72
日産 シビリアン 2WD / MT	UD-DHW41(改)	-	日産シビリアン・マイクロバス	72
日産ディーゼ ル スペースランナー床下積	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス・スペースランナー床下積 ワンステップ	112
日産ディーゼ ル スペースランナー天井積	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス・スペースランナー天井積 ノンステップ	131
日産ディーゼ ル 中型バス(ワンステップ)	KK-RM252GSN(改)	-	中型バス(ワンステップ)	112
日産ディーゼ ル 中型バス(ノンステップ)	KK-RM252GAN(改)	-	中型バス(ノンステップ)	131
日産ディーゼ ル 大型バス(ワンステップ)	KL-UA452KAN(改) KL-UA452MAN(改)	-	大型バス(ワンステップ)	166
日産ディーゼ ル 大型バスGタイプ(ノンステップ)	KL-UA452KAN(改) KL-UA452MAN(改)	-	大型バスGタイプ(ノンステップ)	160
日産ディーゼ ル 大型バスNタイプ(ノンステップ)	KL-UA272KAM(改)	-	大型バスNタイプ(ノンステップ)	189
日野 ブルーリボンシティー(ノンステップ)	KL-HU2PMEE(改)	-	ブルーリボンシティー	161
三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63EE(改)	容器ショート	三菱ローザ・マイクロバス	73
三菱 ローザ 2WD / AT	KK-BE63EE(改)	容器ショート	三菱ローザ・マイクロバス	78
三菱 ローザ 2WD / MT	KK-BE63EG(改)	容器ロング	三菱ローザ・マイクロバス	81
三菱 ローザ 2WD / AT	KK-BE63EG(改)	容器ロング (130L×2本)	三菱ローザ・マイクロバス	75

	三菱 ローザ 2WD / AT	KK-BE63EG(改)	容器ロング (130L×2本+24L×2本)	三菱ローザ・マイクロバス	81
	三菱 ローザ 4WD / MT	KK-BE64EG(改)	容器ロング	三菱ローザ・マイクロバス	78
	三菱 ローザ 2WD / AT	PA-BE63DE	容器ショート	三菱ローザ・マイクロバス	75
	日野 リエッセ 2WD / MT	PB-XZB40M	-	日野リエッセ	68
	トヨタ コースター 2WD / MT	PB-XZB40	-	トヨタコースター	64
	トヨタ コースター 2WD / MT	PB-XZB50	-	トヨタコースター	74
	日野 レインボーノンステップ	KK-HR1JEEE他(改)	-	中型バス・ノンステップ	142
	三菱 エアロスター(ノンステップバス)	KL-MP37JK(改)	-	エアロスター	185
	三菱 エアロスター(ノンステップバス)	KL-MP37JM(改)	-	エアロスター	190
	三菱 エアロミディ	KK-MK25HJ(M)(改)	-	三菱エアロミディ・中型バス	122
	三菱 エアロミディ	KK-MK23HJM	-	三菱エアロミディ・中型バス	118
	三菱 エアロミディ	KK-MK23HFM	-	三菱エアロミディ・中型バス	121
	三菱 エアロミディ	PA-ME17DF	-	三菱エアロミディ・中型バス	137
	三菱 エアロミディ	PA-ME17DFSF	-	三菱エアロミディ・中型バス	137
	いすゞジャーニー-J	PB-RX6JFAJ-FUAGF	-	いすゞジャーニー-J	109
	いすゞガーラミオ	PB-RR7JJAJ	-	いすゞガーラミオ	119
ハイブリッド自動車	ホンダ シビック ハイブリッド	ZA-ES9	-	シビックフェリオ	5
	トヨタ プリウス	ZA-NHW20	-	アリオン	5
	トヨタ エスティマ ハイブリッド	ZA-AHR10W	-	エスティマT, L	5
	トヨタ アルファード	ZA-ATH10W	-	アルファードG, V	5
	トヨタ ダイナ・トヨエース ハイブリッド	-	-	ダイナ・トヨエース	16
	トヨタ コースターハイブリッド	KK-HZB50(改)	-	トヨタコースターLX	150
	トヨタ コースターハイブリッド・幼児専用	KK-HZB50(改)	-	トヨタコースター・幼児専用	148
	日野 ブルーリボン	HM-HU1JMEP HM-HU1JLEP	-	日野ブルーリボン	185
	三菱 エアロノンステップHEV	KL-MP37(改)	-	三菱エアロスターノンステップ	250
	日野セレガR ハイブリッド	RU2PPFR	-	日野セレガR	145
燃料供給施設の設置	電気自動車に充電する施設	-	-	-	環境大臣が必要と認めた額
	天然ガス自動車に天然ガスを供給する施設	-	-	-	

注意) 上記表に記載のない車種については、審査により「ベース車(既存車)本体価格の1/2以下かつ、改造費(ベース車との価格差)の1/2以下」の範囲内で補助額を決定する。

「低公害車のリースによる導入」の基準額は月額金額